

社会福祉法人慈光会 福利厚生を紹介 1

休日休暇制度

■休日

- ①日曜日及び国民の祝日に関する法律で定める日
- ②12月29日から翌年の1月3日までの日（①に掲げる日を除く）
- ③4週につき6日の休日

■年次有給休暇

新たに採用された職員の採用年度の年次有給休暇は、採用月に応じて(1)の表に示す日数の年次有給休暇を付与する。

(1)

採用月	4～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	10日	8日	6日	4日	3日	2日	1日

(2)

勤続年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

次年度以降の年次有給休暇の日数は、(2)の表に示す日数をに付与する。

この場合、4月から9月に採用された職員の年次有給休暇は次年度11日の付与、10月から3月に採用された職員の年次有給休暇は10日の付与となります。

■その他の休暇（有給休暇とは別に付与）

- ① 結婚休暇
 - ア 本人の結婚 引き続く6日
 - イ 子の結婚 2日
- ② 配偶者の出産休暇 4日
- ③ 忌引休暇
 - ア 配偶者、子及び父母の死亡 7日
 - イ 兄弟姉妹、祖父母及び配偶者の父母の死亡
 - a 喪主のとき 7日
 - b 喪主でないとき 3日
- ④ 夏季休暇（7月から9月の間）6日以内 ただし、新規採用者の初年度の夏季休暇は、次の表に示すとおりとする。

※昨年度実績 希望者の取得率 100%

採用月	夏季休暇日数
4月	5日以内
5月	4日以内
6月	3日以内
7月	2日以内
8月	1日以内